

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 25 日現在

機関番号：34526

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730776

研究課題名（和文） アメリカ連邦政府における中等後教育改善基金の成立過程に関する研究

研究課題名（英文） A Study on the Establishment Process of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education in the U.S. Federal Government

研究代表者

吉田 武大（YOSHIDA TAKEHIRO）

関西国際大学・教育学部・准教授

研究者番号：70512846

研究成果の概要（和文）：

本研究課題では、アメリカ連邦政府の一組織である中等後教育改善基金（Fund for the Improvement of Postsecondary Education、以下、FIPSE と略する）の成立過程を明らかにした。具体的には、(1) 1970 年代アメリカ連邦政府の高等教育財政援助政策において、FIPSE の実施する財政援助が制度化された過程と機関援助が重視されなくなった経緯を検討し、(2) FIPSE の思想的な背景を考察した。これらの成果によって、FIPSE による財政援助が 1970 年代アメリカ連邦政府の高等教育財政援助政策において確固とした地位を確立して現在に至っていることが明らかにされた。以上の研究成果は、雑誌論文、国内学会での報告として発表された。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this investigation is to analyze the establishment process of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education (FIPSE) in the U.S. federal government. This investigation consists of two research topics: (1) The institutionalization process of the financial aid by FIPSE, and the background of reduction of financial aid aimed at higher education institutions, through the higher education financial aid policy by the U.S. federal government in the 1970s, (2) The ideological background of FIPSE. As a result, I elucidated that the financial aid by FIPSE was conducted with a firm position in the higher education financial aid policy by the U.S. federal government in the 1970s. This investigation was published as an academic journal, and was presented at the national meeting.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育行財政、教育制度、教育政策

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、アメリカ連邦政府の教育財政援助政策のなかでも、高等教育財政援助政策における次のような研究動向を踏まえて企画された。

## (1) 個人援助

アメリカ連邦政府は国家的な必要に応じて、高等教育の教育事項に適宜関与してきた。なかでも注目されるのが、奨学事業など学生個人を対象とした財政援助、つまり個人援助である。個人援助をめぐっては、教育機関へ

の財政援助である機関援助のうち、全ての大学等に対する機関援助が 1972 年教育改正法の制定過程において否決されて以降、アメリカ連邦政府はより力を入れるようになっていく。

このようなアメリカ連邦政府の関与の動向に応じて、ほとんどの先行研究は、「機関援助 対 個人援助」という枠組みを前提とした上で、個人援助に関する研究を行っており、それ以外の形態の財政援助に関する研究はまったくといってよいほど進展していない。

## (2)FIPSE 型援助

このように、アメリカ連邦政府による高等教育の教育事項への関与をめぐっては、個人援助に焦点が当てられてきた。

ところが、アメリカ連邦政府の一組織である FIPSE は、1972 年の創設以降、大学等の開発した教育プログラムへの財政援助、つまり FIPSE 型援助を一貫して行ってきたのである。ここからは、財政援助におけるアメリカ連邦政府の多面的な役割を検討していく上で、FIPSE 型援助というこれまでの先行研究が見落としていた新たな形態の財政援助に対する研究の必要性が示唆されているといえる。しかし、FIPSE を対象とした先行研究は少なく、時系列的に展開過程を記述した先行研究が見られる程度である。

## 2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究では、FIPSE の成立過程を明らかにすることを目的とする。そのために、次のような研究課題を設定した。

### (1)1972 年教育改正法の分析

「機関援助 対 個人援助」という枠組みで構成されてきたアメリカ連邦政府による高等教育財政援助政策の史像を再考するために、1972 年教育改正法の制定過程を分析する。

具体的には、FIPSE が創設された過程と、機関援助が 1972 年教育改正法を通じて重視されなくなった経緯を考察する。

### (2)FIPSE の思想的背景の検討

FIPSE 型援助という、新しい関与形態がいかなる思想的背景のもとで形成されたのかを検討するために、FIPSE の創設に影響を及ぼした人物に焦点をあて、FIPSE に関する思想上の検討を行う。

検討の対象は、ニクソン大統領顧問を務めたダニエル・モイニハン、アメリカ高等教育の政策形成に影響力を有するカーネギー高等教育委員会の委員長を務めたクラーク・カー、そして 1971 年に刊行されたニューマン

報告書の代表を務めたフランク・ニューマンである。

また、これら思想的な背景と FIPSE の法制的な特質との関連も考察する。

## 3. 研究の方法

基本的に資料調査が研究の中心となる。本研究課題中に調査した図書館等は次の通りである。

- ・国立国会図書館
- ・アメリカ連邦議会図書館
- ・アメリカ国立公文書館

また、これらの図書館等で収集した資料から得られた知見を補うために、現地において、創設期の FIPSE 関係者や、現在 FIPSE に勤務している関係者を対象としてインタビュー調査を実施した。これらのインタビュー調査によって、収集した資料で不足していた情報を補うことができた。

## 4. 研究成果

研究期間内に行った本研究の成果は、以下の 2 項目にまとめられる。

### (1)1972 年教育改正法の制定過程

ここでの分析結果は、次の 3 点に整理できる。

#### ①FIPSE 型援助

FIPSE 型援助は 1972 年教育改正法によって法制化され、現在に至るまで予算が支出されている。

FIPSE 型援助については、研究大学における学術的な優秀性の確保を重視したダニエル・モイニハンの提言を受け、ニクソン政権が推進するようになった。1971 年の第 92 期連邦議会開会当初は、上院の法案においてのみ規定されていた程度であったが、両院協議会を経て 1972 年教育改正法で制度化され、少額ながらも予算が継続的に支出されている。

#### ②全ての大学等に対する機関援助

全ての大学等に対する機関援助は、連邦政府の役割として選択されなかった。

1971 年の第 92 期連邦議会開会前は、多くの大学等関連団体が連邦政府に対して、教育活動等に必要機関援助を全ての大学等に支給するよう要望した。これを受け、連邦議会下院では当初、エディス・グリーン下院議員らが全ての大学等への機関援助を提案した。しかし、アルバート・キー下院議員やジョン・ブレードマス下院議員との政治的対立が深まるなかで、全ての大学等に対する機関援助の予算規模は縮小された。そして上下両院の法案の違いを調整するために開催された両院協議会では、エディス・グリーン下院

議員の下院本会議での発言を1つの契機としつつも、両院協議会をとりまとめる立場にあったカール・パーキンス議長の主導により、結果として、1972年教育改正法において全ての大学等への機関援助が法制化されることはなかった。

### ③限定的な機関援助

付随的・限定的な機関援助である教育経費補助は法制化されたけれども、実際に支出されることはなかった。

1971年の第92期連邦議会開会時、上院の法案に規定された教育経費補助は個人援助の一節という位置づけではあったものの、保健教育福祉省長官などが教育経費補助を支持した。これに対して下院では当初、教育経費補助は法案に規定されていなかったが、アルバート・キー下院議員の立場の変更を契機として、教育経費補助の規定が部分的に盛り込まれた。そして両院協議会を経て制定された1972年教育改正法で初めて教育経費補助が制度化された。

しかし、教育経費補助が実際に支出されたことはなく、1976年の法改正においては、教育経費補助の規定自体が削除されたのであった。

この項目による成果は学会発表①であるが、現在、その成果を雑誌論文という形でまとめている。

## (2)FIPSEの思想的背景

FIPSEの思想的な背景の検討を通じて、次の3点が明らかとなった。

### ①FIPSE型援助という概念

教育プログラムへの財政援助という考え方は、全米科学財団(National Science Foundation)をモデルとしつつ、クラーク・カーによって先駆的に提唱された。クラーク・カーはアメリカ連邦政府による高等教育への支援が必要であるとの前提に立った上で、全米科学財団をモデルとし、全米大学教育財団や全米高等教育開発財団を提案したのであった。そして、これらの財団に対する基本的な考え方はダニエル・モイニハンとフランク・ニューマンに引き継がれ、FIPSEの創設へとつながっていったのである。

### ②限定的裁量性

FIPSEの法制的特質の1つである限定的裁量性という思想の萌芽は3人のいずれにおいてもみられた。

FIPSEは1972年教育改正法の目的規定と連邦規則の評価基準という一定の枠組みに即している教育プログラムに対して補助金を支給する役割を担っている。ここでは、大学等による教育プログラムの開発に際して、FIPSEが限定的ながらも裁量性を認めていることが特徴的である。この点に関わって、クラーク・カーとダニエル・モイニハンは、

補助金支給の目的や対象について、具体例にまで踏み込んで提言していた。ただ、フランク・ニューマンは補助金支給の対象については言及していたが、明確に設定していたわけではなかった。

このように、3人の思想に程度の違いはあるものの、アメリカ連邦政府の定める目的や対象に即した教育プログラムに補助金を支給するという考え方の萌芽は示されていたといえる。

### ③競争性

競争的補助金というFIPSEの法制的特質を明確に打ち出したのはフランク・ニューマンであった。

フランク・ニューマンは、補助金申請を行った全ての教育プログラムに対してではなく、最良の教育プログラムに対して補助金支給を行うべきであると提言し、補助金支給において競争性の導入を明確に謳ったのであった。

一方、クラーク・カーは、アメリカ連邦政府による高等教育全般への支援をめぐって、学術的な側面における競争原理を主張するにとどまり、全米高等教育開発財団に競争原理を導入すべきであるとまでは明言しなかった。ただ、このことを以てクラーク・カーがFIPSEにおける競争性を考慮していなかったと判断するのは適切ではない。そもそもクラーク・カーがモデルとした全米科学財団が全ての研究計画ではなく、優れた研究計画に対してのみ補助金支給を行う組織である以上、競争性は内包されているからである。そういった意味で、競争性はクラーク・カーにとって所与の前提とされていたと解するのが妥当である。

この項目に基づく成果は雑誌論文①である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①吉田武大「アメリカ連邦政府における中等後教育改善基金の思想的基盤—C.カー、D.モイニハン、F.ニューマンを中心に—」『関西国際大学紀要』第13号、2012年、39-50頁、査読無。

〔学会発表〕(計1件)

①吉田武大「1970年代アメリカ連邦政府における高等教育財政援助政策の変容」日本教育行政学会第47回大会(早稲田大学、2012年10月28日)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 武大 (YOSHIDA TAKEHIRO)

関西国際大学・教育学部・准教授

研究者番号：70512846

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし